

令和4年5月

各位

一般社団法人 中国経済連合会

「地方拠点強化税制の延長・拡充」のご案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し申し上げます。

さて、当連合会による昨年度の「税制改革要望」が一部反映され、令和4年度税制改正において『地方拠点強化税制』が延長・拡充されました。

本税制は東京23区からの地方移転に限らず、中国地方企業の本社機能等の強化においても活用できますので、下記内容をご確認いただき、本税制をご活用いただければ幸いです。

敬具

記

1. 地方拠点強化税制の概要

- ・内閣府地方創生推進事務局のホームページをご覧ください
[地方拠点強化税制（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等）
- 地方創生推進事務局（chisou.go.jp）](#)

2. 令和4年度税制改正のポイント（詳細は添付のチラシをご参照ください）

- ① 適用期間の延長
- ② 優遇対象範囲の拡大
- ③ 要件の緩和・廃止
- ④ 事務負担の軽減

以上

令和4年度税制改正により、 地方拠点強化税制は さらにメリットが向上します！

- ✓ 適用期限を延長します！
 - **令和6年3月末まで**、2年間の延長
- ✓ 優遇の対象範囲を拡大します！
 - 「**情報サービス事業部門**」の追加
 - 「自治体により**情報通信環境が整備されている地域**」の追加
- ✓ 要件の緩和・廃止により、メリットが向上します！
 - 従業員の**増加数が1名でも適用可能**に
 - （整備計画（中小企業）：2名以上 → **1名以上**に緩和
雇用促進税制：2名以上 → 要件を**廃止**）
 - 大規模な拠点整備に対してさらなる後押し
 - （オフィス減税：2年以内に整備完了 → **3年以内**に緩和
雇用促進税制：整備完了後に雇用した従業員のみ
→ **整備完了前の雇用**も適用）
- ✓ 事務負担が軽減されます！
 - 雇用促進計画の**提出期限の延長**

制度の詳細は裏面をチェック ✓

※関連法案は令和4年3月22日成立、同年4月1日より施行されます。
※詳細な要件については、担当部局までお問い合わせください。



内閣府地方創生推進事務局

地方拠点 強化税制

地方拠点強化税制とは？

- 企業が**本社機能**の全部/一部を、
- ✓ **東京23区**から**地方に移転**する場合、
 - ✓ **地方で拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**事業計画**の**認定**を受けた企業が対象

オフィス 減税

オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設**を**新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）
※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は原則対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

雇用促進 税制

雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（正規雇用）
※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限
- 移転型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

お問合せ先

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

(雇用促進税制)

03-3502-6770

内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

<その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！>